

名古屋地裁高浜原発バックフィット停止義務付け訴訟
不当判決に対して抗議する声明

2022年3月10日

高浜原発バックフィット・停止義務付け訴訟原告団及び弁護団

- 1 名古屋地方裁判所民事9部（日置朋弘裁判長）は、高浜原発バックフィット・停止義務付け訴訟について、本日、原告の請求を棄却する不当判決を下した。
この訴訟は、高浜発電所3号機・4号機について、福井県大飯郡高浜町から愛知県名古屋市に居住する男女9名が原告となり、原子力規制委員会を被告として、火山に関する知見の適切な評価・対策の安全確認がされるまでの間、関西電力株式会社に対し原発の使用の停止を命じることの義務付けを求める訴訟である。
- 2 まず、本判決は、原発の使用停止を命じる義務付け訴訟に関して、20 mSv以上の被ばくのおそれのある地域に居住する住民に原告適格があるとし、本件原発140 km離れた名古屋に居住する原告の原告適格も認めた。
20 mSv以上という点については不十分であるものの、140 km離れた原告を含め、原告全員について原告適格を認めた点は評価できる。
- 3 また、本判決は、義務付け訴訟の要件である「重大な損害を生じるおそれ」に関して、原子炉の安全性に欠ける現実的な可能性がある認められる場合に認められるとした上、原告全員に重大な損害の生じるおそれがあることを認めた。
ひとたび原発事故が生じれば、周辺住民の生命・身体に重大な損害が生じることはいわば当然のことではあるが、原発の停止義務付け訴訟という訴訟類型を明確に認めたこと、自然現象の見直しにより、原発の安全に欠ける現実的な可能性があることを認めたことは評価されるべきである。
- 4 本判決最大の問題点は、使用停止を命じるか否かについて、原告らが、噴火によって危険が現実化する蓋然性など、危険の程度等について立証すべきこととした点にある。

これまで訴訟において主張してきたとおり、自然現象には不確実性が大きく、常に想定外の災害が起こり得ることを踏まえて、万が一にも深刻な災害が起こらないようにするというのが、福島第一原発事故の最大の教訓であったはずである。

まして、本件では、想定を2倍上回る規模の噴火が発生することについて争いがなかったにもかかわらず、規制基準にすら存在しない、「活火山ではないから危険ではない」といった不合理な理由で使用停止を命じないことを許容したのである。実質的に、科学が不確実であるにもかかわらず、原子力規制委員会に極めて広汎な裁量を認めて裁判所の職責を放棄しているに等しく、原子力規制委員会が、ほとんど「推進の虜」に逆戻りしている現状に照らせば、この不合理性はいっそう明らかである。

- 5 さらに、判決は、基準不適合の場合に、使用停止を原則とすることが立法者意思とはいえないと判断している。しかし、平成24年改正当時の国会審議や、細野豪志環境大臣の発言を前提にすれば、少なくとも重要な自然現象に関する新知見が発見されたような場合においては、原発の使用を停止させた上で基準への適合性を審査するのが原則であったことは歴史的事実である。この事実を歪め、バックフィット制度の趣旨を大きく矮小化して、実質的にバックチェックと変わらないものであるかのような裁判所の判断には、原発周辺に居住する者として強い憤りを禁じ得ない。
- 6 私たちは、このような不当判決に屈することなく、今後とも、危険な原発をできる限り速やかに全て停止すること、原子力行政及び裁判所が福島第一原発事故の教訓に真摯に向き合うべきことを強く求めて闘い続ける所存である。

以上